宮崎市告示第 74 号

「宮崎市新別府町市有地暫定利用事業」に関する公募型プロポーザルの実施について

このことについて、下記のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する場合は、申込書等を作成のうえ、提出してください。

令和８年１月２８日

宮崎市長　清山　知憲

記

１．事業名等
（１）事業名　　宮崎市新別府町市有地暫定利用事業
（２）場所　　宮崎市
（３）内容　　別紙「新別府町土地概要書」のとおり
（４）履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
※ただし、本市の土地利用計画の状況や事業者の履行状況等を踏まえ、双方合意の上で１年ごとに契約を更新し、事業の継続期間を３年又は５年間とすることができる。
（５）最低貸付料　８，７２６，６４１円

２．応募資格・契約条件等
詳細については、別紙「宮崎市新別府町市有地暫定利用事業者プロポーザル実施要領」を参照してください。

３．その他
本告示内容及び参加申込書の様式等は、宮崎市ホームページに掲載しています。

４．契約等に関する事務を担当する部局
〒８８０－８５０５ 宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市役所総務部管財課（本庁舎３階西側）
担当者　：財産活用係　四元、斎藤
電　話　：０９８５－２１－１７２４
ＦＡＸ　：０９８５－２７－１０１２
Ｍａｉｌ：03kanzai@city.miyazaki.miyazaki.jp

掲載終了　令和８年２月１６日